

平成23年度国立大学法人鳴門教育大学監事監査計画

第一 監査の基本方針

国立大学法人鳴門教育大学監事監査規程(平成16年規程第1号。以下「監査規程」という。)及び国立大学法人鳴門教育大学監事監査実施基準(平成16年4月1日学長裁定。以下「実施基準」という。)に基づき、監査を実施する。

第二 監査の実施期間

1 定期監査

平成23年度の定期監査は、会計監査人による監査時期並びに年度決算終了後の平成23年5月中旬から6月中旬にかけて、別途日程を調整の上、実施する。

なお、個別の事項については、必要に応じて、役員又は職員に対して質問し、説明又は資料の提出を求める。

2 臨時監査

監事が必要と認める場合に行う。

第三 監査の方法

1 業務監査

- (1) 役員に対する面談を行い業務全般に関して概況聴取を行う。また、必要に応じて担当者からの個別聴取を行う。
- (2) 重要な文書を閲覧し、必要に応じて詳細な内容を聴取する。

2 会計監査

- (1) 会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を抽出監査する。
- (2) 年度の決算関係書類を精査し、年度決算の状況等を監査する。
- (3) 物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を抽出監査する。
- (4) その他必要な事項を監査する。

第四 監査の重点事項

監査は、実施基準第3条に掲げる事項について行うが、平成23年度においては、以下の点に重点を置いて行う。

- ① 管理運営組織の状況
- ② 第2期中期目標・中期計画及び年度計画の進捗状況
- ③ 教育課程の編成及び実施状況
- ④ 決算の状況
- ⑤ 資金管理状況
- ⑥ 債権管理の実施状況
- ⑦ 内部統制の状況

第五 監査の補助者

監査規程第6条第1項で定める監査室の職員に補助させることとする。

第六 その他

監事監査の実行力を高めるため、以下のことを行う。

- ① 経営協議会、教育研究評議会等重要な会議に出席し、法人の運営状況や課題を把握するとともに、必要に応じて意見を述べる。また、必要に応じて、役員又は職員に対して質問し、説明又は資料の提出を求める。
- ② 定期的に会計監査人から会計監査の経過報告を受け、意見を聴取し、問題点等の把握に努める。